



日本漢字能力検定 準会場規程

この規程（以下、本規程）は、公益財団法人 日本漢字能力検定協会（以下、協会）が主催する日本漢字能力検定（以下、検定）の「準会場」受験について、その基本的事項を定めることにより、検定の厳正さ・公平さを保つことを目的としています。

団体責任者および実施責任者は、準会場での検定実施にかかる一切の責任を負うこととなります。実施責任者は本規程に従い、厳正かつ公平に検定を実施してください。協会関係者が全国より任意に選出した準会場を訪問し、実施状況などについて確認することがあります。本規程に違反した場合は、当該準会場の受験者全員を失格とします。また、協会が主催するすべての検定について、準会場の認定を取り消すことがあります。

第 1 章 準会場について

1. 準会場の定義

- ・本規程における「準会場」とは、次を指します。
 - ① 学校教育法に定める学校（専修・各種学校を含む）、各省庁所轄の学校および官公庁
 - ② 前号以外の団体で、協会に準会場設置申請をして承認を得たもの

2. 準会場の要件

- ・「準会場」として協会が認定するためには、申請団体が以下の要件を備えることを必要とします。
 - ① 検定実施に適した会場（教室・部屋）を自ら用意できること
 - ② 団体責任者および実施責任者、その他検定受験人数に応じた監督者等を用意できるなど、検定を厳正に運営できる体制が整っていること
 - ③ 団体責任者および実施責任者は成人であること（学生不可）
 - ④ 本規程の遵守を誓約できること
 - ⑤ 検定申込の際に、その条件である人数以上の志願者を集められること
 - ⑥ その他、協会の指示・通知等を遵守できること

3. 準会場の遵守義務

- ・「準会場」は、以下の事項を遵守する必要があります。
 - ① 本規程に従い、厳正かつ公平な検定運営を行うこと
 - ② 検定志願者募集に際しては、準会場であることを明確にし、公開会場であるとの誤認を招かないよう努めること

4. 準会場認定の取り消し

- ・協会は、準会場が以下の事項に該当する場合、その認定を取り消すことがあります。
 - ① 準会場より認定取り消しの申し出があったとき
 - ② 本規程に違反する行為が認められたとき
 - ③ 検定料の支払いを遅滞し、督促したにも関わらずこれに応じないとき
 - ④ 準会場設置申請の内容に虚偽の記載があったとき
 - ⑤ 反社会的勢力との関わりが判明したとき
 - ⑥ その他、準会場実施を継続するうえで好ましくない行為と協会が判断し、改善を求めたにも関わらずこれに応じない、もしくは改善されないとき

5. 個人情報の取り扱い

- ・実施責任者は検定に関する個人情報については、適正に管理し、漏洩などの問題が生じた場合には、その一切の責任を負うこととなります。
- ・団体受験において得た個人情報（可否結果、成績など）を利用する（合格者一覧の掲示、合格級を内申書に記入する、検定結果を進路指導に利用する等）場合は、その利用内容について志願者（16 歳未満の場合は志願者および保護者）の同意を得なければなりません。

第 2 章 準会場実施について

1. 検定日

- ・問題用紙、答案用紙に記載された検定日以外に実施してはなりません。いかなる例外も認められません。

2. 検定実施時間

- ・検定は次の時間で行ってください。2～7 級：60 分間、8～10 級：40 分間
遅刻した受験者も他の受験者と同じ時刻に終了しなければなりません。
（詳細は、「6. 遅刻者と棄権者への対応」を参照）
- ・同一級を複数の時間帯に分けて実施することは認められません。併願者がいる場合であっても、同一級の受験者は、開始時刻と終了時刻を合わせてください。また、複数会場で実施する場合も、同一級は同一時間に実施してください。
- ・開始時刻は以下のとおり設定してください。
 - <平日と土曜日の検定>
開始時刻は問いません。
 - <日曜日の検定>
公開会場と同一の問題を使用するため、下記の検定時間に準じて実施してください。ただし、許容範囲内（2～7 級は公開会場の検定開始時刻より前後 60 分間、8～10 級は前後 40 分間）において、開始時刻を調節することは可能です。

公開会場（日曜日）の検定時間	
2級	10：00～11：00（60分）
準2級	11：50～12：50（60分）
8,9,10級	11：50～12：30（40分）
3,5,7級	13：40～14：40（60分）
4,6級	15：30～16：30（60分）

例：2級は9：00～11：00の間に開始すること

3. 受検級

- ・いかなる場合も、同一人物が同一検定日に同一級を重複して受検してはいけません。実施責任者は申込時に重複受検者がいないことを確認してください。ただし同一回の検定であっても、検定日や級が異なる場合は受検可能です。

4. 会場・監督の手配、準会場規程の理解

- ・検定の実施に適切な会場の手配をしてください。
- ・1教室につき1名以上の監督者を配置してください。
- ・実施責任者以外に監督者が必要な場合はその手配をしてください。
- ・監督者全員が本規程と「準会場の手引き」を熟読し、あらかじめ検定実施の流れと要点を理解したうえで、厳正かつ公平に検定を実施してください。
- ・監督を含め、検定問題の受け取りから答案返送までの一連の作業に関わる方は検定を受検することができません。

5. 不正行為の防止

- ・受検者が以下のような不正と疑わしき行為を行わないよう、厳重に監視してください。
 - ① 検定開始前に問題用紙・答案用紙に手を触れる行為
 - ② 携帯電話やその他電子機器類の使用
 - ③ 参考書、問題集などの閲覧
 - ④ 荷物に手を触れる行為
 - ⑤ 監督者の指示に従わない行為
- 上記の行為を行った者には注意を促し、指示に従わない場合や繰り返し行う場合は退場させ、失格としてください。また、明らかに不正行為が認められる場合はすぐに退場させ、失格としてください。なお、不正行為が検定日後に判明した場合は協会に連絡してください。

6. 遅刻者と棄権者への対応

<遅刻者への対応>

- ・検定開始後30分（8～10級は20分）までに到着した者には、検定残り時間での受検を許容してください。30分（8～10級は20分）経過後に到着した者は検定会場に入室させず欠席としてください。遅刻で開始時刻が遅れた受検者も、ほかの受検者と同じ時刻に終了させてください。

<棄権者への対応>

- ・検定開始後30分（8～10級は20分）未満の途中退室者は棄権とし、答案は無効としてください。ただし体調不良等考慮すべき点が多い場合は棄権とせず、答案は有効とし、退室を許可してください。再入室はできません。

7. 検定料

- ・申込締切後の欠席者・失格者・棄権者に対する返金や申し込みの取り消しは、入金の有無に関わらず、いかなる理由であっても行いません。
- ・検定料の払い込みが確認できない場合、検定結果資料の発送やWEB合否結果の公開ができません。

8. 問題用紙と答案用紙の取り扱い

<取り扱い・保管>

- ・問題用紙、答案用紙、その他の送付物は到着後に枚数と内容を確認し、確認後は検定開始まで、問題の内容（出題形式を含む）について一切漏洩が無いよう鍵のかかる場所で厳重に保管してください。
- ・送付した答案用紙以外（コピーした答案用紙や他の会場番号・団体名が印字された答案用紙など）で解答することはできません。万一解答されても無効となり、採点することはできません。
- ・問題の漏洩防止のため、検定終了後、問題用紙は必ず回収し、検定日の翌日以降に返却してください。

<返送>

- ・答案用紙、その他返送の必要な書類は検定日当日または遅くとも翌日中に漏れなく返送してください。連絡がなく遅れた場合、返送された答案を無効と判断することがあります。また、答案用紙を回収、返送するまでの間、解答内容に一切手を加えてはなりません。

9. 天災などの緊急時

- ・地震や火災などの緊急事態が発生した場合は、受検者を安全な場所へ速やかに避難させた後、協会に問い合わせ、指示に従ってください。
- ・検定日当日、休校や学級閉鎖により検定の実施が困難になった場合は、それが決定した時点で協会に問い合わせ、指示に従ってください。

以上